

半田市主要事業評価実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、各課等が掲げる主要事業に関し、その目的、コスト、成果及び課題を再認識し、以後の主要事業の見直しを図るための評価の実施について必要な事項を定めるものとする。

(対 象)

第2条 評価対象事業は、市が実施する主要事業のうち、毎年度市長が定める事業とする。

(方 法)

第3条 各課等長は、市長の通知に基づき、それぞれが所掌する主要事業について評価を実施するものとする。

2 各部等長は、各課等長による評価結果を踏まえて総括評価実施するものとする。

(結果の公表)

第4条 主要事業評価の結果は、すべて公表するものとする。

(庶 務)

第5条 主要事業評価の実施についての庶務は、総務部総務課において処理する。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 半田市政策評価実施要綱及び半田市政策評価委員会設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。